

2018年10月31日
神奈川中央交通株式会社

弊社路線バス事故に関するお詫びとご報告

2018年10月28日（日）21時17分頃、横浜市西区桜木町4丁目の国道16号で弊社バスによる人身事故が発生いたしました件につきまして、当該乗務員が10月30日（火）、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」違反の疑いで神奈川県警察に逮捕されました。この事故によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様にご心よりお詫び申し上げます。また、負傷された方々にも多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びし、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

なお、現段階で判明している事項につきまして、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 勤務状態について

直近半年間において、当該バス乗務員の休日については、月平均11日（公休日8日、有給休暇3日）でありました。

また、労働時間については、法定時間外労働が月平均62.9時間、直近の10月分においては54.2時間であり、これは労使協定の範囲内です。

2. 健康状態について

弊社にて3年に1回全乗務員に対して実施を進めている

睡眠時無呼吸症候群（SAS）の検査において、2017年6月8日に実施した精密検査にてSASであると診断され、以降治療を開始し、現在も通院治療を行っていることが確認されました。

また、直近3回の定期健康診断（年2回実施）の結果から高血圧症についても継続して通院治療中である旨、確認されました。

上記の点については、医師の所見により就業可能であることを確認しつつ、就業させてまいりました。

さらに、脳ドックについても、2016年6月24日に実施いたしましたが、治療を要する所見は認められませんでした。

なお、これまで始終業時に実施しているアルコール検査において、アルコールが検出されたことはありません。

今後も引き続き、警察の捜査はもとより関係諸機関の調査に全面的に協力することはもちろん、事故原因の究明に努め、再発防止に向けて全社を挙げて取り組んでまいります。

また、新たな事実が確認でき次第、適宜公表してまいります。

以 上

(このリリースに関するお問い合わせ先)

〒254-0811 平塚市八重咲町6番18号

神奈川中央交通株式会社 総務部総務課 遠藤・北野

電話 0463-22-8800

※このリリースは横浜経済記者クラブ、平塚記者クラブに配布しております。